

## ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会開催要綱

## 1 趣旨・目的

平成 26 年 6 月、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、ストレスチェック及び面接指導の実施を事業者に義務付ける制度が創設され、平成 27 年 12 月までに施行されることとなった。

制度の詳細については、制度の趣旨や先行して事業場で既に行われている取組に留意しつつ、産業保健現場に即した具体的な方法を示すことが必要となっている。

このうち、ストレスチェックや面接指導の具体的な実施方法については、根幹となるストレスチェック項目と評価方法について、平成 26 年 7 月よりあらかじめ、産業保健及び精神保健分野の専門家からなるストレスチェック項目等に関する専門検討会を開催したところである。この中でとりまとめた内容を踏まえつつ、その他の事項も含めて実施方法全般について検討を行う必要がある。

このため、労使関係者並びに産業保健及び精神保健分野の専門家からなる標記検討会を開催し、ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討を行うこととする。

## 2 検討事項

- (1) ストレスチェックの実施方法
- (2) ストレスチェック結果の労働者への通知方法
- (3) 面接指導の実施方法
- (4) 医師からの意見聴取の方法と留意事項
- (5) その他

## 3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が別紙の専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会には必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

## 4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。

ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会

参集者名簿

相澤	好治	北里大学名誉教授
岩崎	明夫	産業医科大学作業関連疾患予防学講座非常勤助教
川上	憲人	東京大学大学院精神保健学分野教授
下光	輝一	東京医科大学医学部公衆衛生学名誉教授
<small>ちがみ</small> 千頭	洋一	UAゼンセン神奈川県支部常任
中板	育美	日本看護協会常任理事
中村	純	日本精神神経学会理事
<small>はとり</small> 羽鳥	裕	日本医師会常任理事
<small>ひろ</small> 廣	尚典	産業医科大学産業生態科学研究所精神保健学教授
南	良武	日本精神科病院協会常務理事
渡辺	洋一郎	日本精神神経科診療所協会会長

(50音順：敬称略)